

国立情報学研究所教育研修事業プライバシーポリシー

〔令和5年3月6日
制 定〕

改正 令和5年10月19日

このプライバシーポリシー（以下、「本ポリシー」という。）は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構の一研究所である国立情報学研究所（以下、「研究所」という。）が提供する教育研修事業（以下、「本事業」という。）における個人情報を以下のとおり取り扱うものとする。

（適切な管理）

第1条 研究所は、情報・システム研究機構個人情報保護規程に従い、本事業における個人情報を適正に管理し、不正利用及び漏洩等の防止対策を講じるものとする。

（用語の定義）

第2条 本ポリシーでは、次の各号に定める用語を用いる。

一 教育研修事業

研究所の事業として、毎年度策定される教育研修事業要綱に記載の講習会、専門研修、総合研修、その他等として実施するものをいう。

二 研修申込システム

本事業の申込の一部で利用する電子申請システムで、研究所の教育研修事業ウェブサイト内にアクセス先が設置されているものをいう。

三 受講希望者

所定の申請手続を経て、本事業の教育研修の受講を希望する者をいい、専門研修、総合研修の選考にもれた者を含む。なお、受講が承認された時点で次号の受講者となる。

四 受講者

所定の申請手続を経て、本事業の教育研修を受講する者をいい、実務研修においては研修生と称することもある。ただし、目録システム入門講習会、又は大学等主催講習会を受講する者は除く。

五 連絡担当者

研究所と本事業の教育研修に関する連絡を授受する者をいい、受講者の所属毎に置くものとする。ただし、目録システム入門講習会においては主催機関の申込案件毎に、大学等主催講習会においては講習用利用者番号の申請案件毎に、それぞれ連絡担当者を置くものとし、各受講者の連絡担当者は置かないものとする。

六 推薦者

本事業の教育研修を受講者へ受講させることを希望し、研究所が定めた各講習会・研修の申込推薦書を記載する者をいう。

七 主催機関の申込者

目録システム入門講習会の主催を希望し、研究所へ講習会の申込を行う者をいう。

八 申請機関の申込者

大学等主催講習会的主催を希望し、研究所が定めた申請書を記載する者をいう。

九 講師又は講師補助

本事業で実施する講習会、研修、その他において講師又は講師補助に就くものをいう。ただし、大学等主催講習会の講師又は講師補助の情報は、研究所は取り扱わない。

十 学認 LMS

本事業の一部教育研修で用いる、研究所が提供する学習管理システムのことをいう。ただし学認 LMS に関する個人情報の取扱いについては、国立情報学研究所学認 LMS 利用規程別紙「国立情報学研究所学認 LMS プライバシーポリシー」の規定によるものとし、本ポリシーでは取扱いを行わないものとする。

(取得する個人情報)

第3条 研究所は、本事業を通じて、以下の個人情報を取得する。

一 受講者、受講希望者においては、以下の個人情報を取得する。

イ 氏名、職名、性別、生年月日、メールアドレス、研究所が定めた各講習会・研修の申込推薦書、申請書等に入力する情報

ロ 旅費又は交通費を支給する一部教育研修の受講者においては、前号に加え研究所が定めた会計手続に必要な情報

ハ 国立情報学研究所実務研修受講者においては、研修期間中の通勤又は宿泊に関する情報

二 連絡担当者の氏名、職名、メールアドレス、電話番号

三 推薦者の氏名、職名

四 主催機関の申込者の氏名、職名

五 申請機関の申込者の氏名、職名

六 講師又は講師補助の氏名、職名、メールアドレス、電話番号、研究所が定めた会計手続に必要な情報

(利用目的)

第4条 取得した個人情報は以下の目的に利用する。

一 受講希望者の選考に関する事

二 各種文書の送付及び連絡を行うこと

- 三 受講時の本人確認、受講者名簿の作成、受講後のフォロー等、教育研修の運営管理に関すること
- 四 受講歴の確認に関すること
- 五 申請、申込、推薦書類等が機関での承認に基づき発行されていることを確認すること
- 六 カリキュラム、講義資料、成果物等の各種報告、広報資料、ウェブサイトでの公開に用いること
- 七 旅費、交通費等、研究所が定めた会計基準に基づく会計手続により、必要に応じ本人へ支給すること
- 八 前号までの目的以外で研究所が個人情報を利用する必要性が生じた場合で、前号とは別に予め本人の同意を得た上で利用すること
- 2 前条一号から六号までの利用目的については、本事業に係る申込、申請、推薦、研修申込システムへの入力、講師又は講師補助の委嘱、等を行う際に同意するものとする。
- 九 本条前号の申込等に際し、連絡担当者は本人の同意を予め取得の上行うものとし、研究所は本人の同意が予め取得されたものとして取り扱うものとする。

(第三者提供)

第5条 研究所は、以下の場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはない。

- 一 本人の同意がある場合
- 二 法令で認められている場合
- 三 教育研修の共催機関及び講師又は講師補助に、受講者の個人情報を必要な範囲で提供する場合
- 四 研究所が利用目的の達成に必要な範囲において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合。この場合、個人情報の保護に関する法律第二十三条に基づき、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な監督を行い、委託先が安全管理のために講ずべき措置の内容について委託契約に明記する。
- 五 セキュリティインシデント等の対応にあたって、情報を解析し、本人又は連絡担当者へ連絡を行う場合

(保存期間)

第6条 取得した個人情報の保存期間は以下のとおりとする。ただし、各号の停止の請求が無い場合、及び三号の研究申込システムの情報の更新が行われない場合の保存期間は、原則として当該研修を実施した年度の末から少なくとも30年間とする。

- 一 受講者 教育研修終了後、本人又は連絡担当者から停止の請求があるまで
- 二 受講希望者 本人又は連絡担当者から停止の請求があるまで
- 三 連絡担当者 研修申込システムにおいて、本人又は新たな連絡担当者により情報の更新が行われるときまで。研修申込システム以外の申請案件においては教育研修終了後、本

人から停止の請求があるまで。

四 推薦者 連絡担当者から停止の請求があるまで

五 主催機関の申込者 連絡担当者から停止の請求があるまで

六 申請機関の申込者 連絡担当者から停止の請求があるまで

七 講師又は講師補助 教育研修終了後、本人又は連絡担当者から停止の請求があるまで

(問い合わせ窓口)

第7条 本事業における個人情報の開示・訂正等並びに問合せの対応窓口は以下のとおりとする。

国立情報学研究所学術基盤推進部学術コンテンツ課

(改訂等)

第8条 研究所は、必要に応じて本ポリシーを改訂することができるものとする。研究所は、改訂に先立ち、改訂後の本ポリシーを本事業のウェブサイト上に掲載し又は研究所が相当と判断する方法で通知するものとする。

(裁判管轄等)

第9条 本ポリシーに関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本ポリシーは令和5年3月29日に公開し、令和5年4月1日から適用する。

附則

本ポリシーは令和5年10月19日から適用する。

以上